

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第3号中「支給対象期間の月数」を「支給月数」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、第1項第2号に掲げる職員にあつては第1号及び第3号に定める額の合計額とし、同項第3号に掲げる職員にあつては第2号及び第3号に定める額の合計額（第2号及び第3号に定める額をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が15万円を超える場合は、15万円に支給月数を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項第2号に掲げる職員の駐車場等に係る通勤手当 月の初日から末日までの期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金の相当する額として規則で定める額（次号において「駐車場等の料金」という。）

(2) 第1項第3号に掲げる職員の駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、駐車場等の料金に支給月数を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第9条の3第2項中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第9条の4第1項中「使用料を含む」を「使用料を含む。以下この条において同じ」に改め、「対し、月額1万5,000円を」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項に掲げる職員のうち、満27歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者であつて、月額3万円以上の家賃を支払っているもの 3万円

(2) 前項に掲げる職員のうち、前号に掲げる職員以外のもの 1万5,000円

第11条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

別表第1を次のように改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の別表第1に定める給料表の職務の級の4級の適用を受けていた職員のうち施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表新号給欄に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	新号給	旧号給	新号給
1	1	50	14
2	1	51	15
3	1	52	16
4	1	53	17
5	1	54	18
6	1	55	19
7	1	56	20
8	1	57	21
9	1	58	22
10	1	59	23
11	1	60	24
12	1	61	25
13	1	62	26
14	1	63	27
15	1	64	28
16	1	65	29
17	1	66	30
18	1	67	31
19	1	68	32
20	1	69	33
21	1	70	34
22	1	71	35
23	1	72	36
24	1	73	37
25	1	74	38

26	1	75	39
27	1	76	40
28	1	77	41
29	1	78	42
30	1	79	43
31	1	80	44
32	1	81	45
33	1	82	46
34	1	83	47
35	1	84	48
36	1	85	49
37	1	86	50
38	2	87	51
39	3	88	52
40	4	89	53
41	5	90	54
42	6	91	55
43	7	92	56
44	8	93	57
45	9	94	58
46	10	95	59
47	11	96	60
48	12	97	61
49	13		